

本庄市クーリングシェルター 質問集

施設の指定にはどのような目的がありますか

熱中症特別警戒アラートが発表される暑さでは、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れが高くなります。平時より「本庄市クーリングシェルター」として指定し周知することで、熱中症特別警戒アラート発表時や、普段の外出時に熱中症による体調不良となった際に、冷房の効いた空間の避難につなげます。

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)とはなんですか、どのような時に発表されますか

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合等に発表します。

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱バランスに影響の大きい「気温・湿度・輻射熱(ふくしゃねつ)」の、3つを取り入れた温度の指標です。

現在、県内すべての暑さ指数が35以上となった例はありません。しかし、近年の地球温暖化の進行を考慮すれば、今後起こりうることが考えられます。

市では、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された際は防災行政無線にて周知いたします。

また、環境省では暑さに関する情報提供を行っています。ぜひ登録をお願いします。

指定の期間はどのようにになりますか

指定の期間は、指定の日から年度末までとなります。なお、申請者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新いたします。

受け入れ人数はどのように決めればいいですか

受け入れ人数は1人から決めていただけます。1人につき1席の椅子またはソファ等のご用意となるため、休憩スペースにある席数の人数を、受け入れ可能人数とすることをご検討ください。既存の設備を活用いただくことも可能です。

利用者へどのような対応が求められていますか

利用者から問い合わせがあった場合、休憩スペースへの案内や、設置している場合は水分補給のための自動販売機・熱中症予防物品の販売場所への案内を行ってください。

体調不良の申し出があった場合は、希望があればご家族へ代理で連絡することや、救急車の要請などの対応をお願いします。市より、熱中症応急マニュアルを指定施設へお配りいたします。

期間中は常に冷房を稼働させる必要がありますか

実施期間が長期となるため、温度の上昇がみられない日について、冷房をつけていただく必要はありません。温度計を活用いただくなど、利用者が過ごしやすいようご配慮ください。室温は28度が目安です(冷房の設定温度ではありません)。

なお、熱中症特別警戒アラート発表時には、必ず冷房を稼働いただくようお願いします。

申請内容に変更があった場合

本庄市クーリングシェルター担当宛へご連絡ください。変更申請書類についてご案内いたします。